

遠隔セキュリティ診断

セキュリティ診断依頼書兼同意書

1. 依頼件名	セキュリティ診断
2. 診断実施日	甲と乙で別途協議して決める日
3. 費用	¥0 円（別紙の仕様書記載の内容に限る）

頭書の件名について、(会社名) _____ (以下、「甲」という。)は西日本電信電話株式会社(以下、「乙」という。)に以下の事項に同意のうえ、実施を依頼する。

記

(総則)

第1条 乙は、本同意書別紙「仕様書」に基づき、頭書件名記載の業務(以下、「本業務」という。)を実施するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 甲は、本同意書によって生ずる一切の権利若しくは義務を乙の書面による事前の承諾なくして第三者に譲渡し、承継し、担保に供し、又は負担させてはならない。

(本業務実施場所)

第3条 本業務の履行のために必要となる範囲で、乙は甲の事業所内において別紙「仕様書」記載の業務を行い、又は甲の設備等を甲に代わり操作する。

(就業規則)

第4条 本業務を実施する乙の従事者の労働条件は、すべて乙の定めるところによるものとし、乙の従業者と甲との間には契約関係は一切生じないものとする。

(秩序の維持)

第5条 乙は、甲の提供した場所で本業務を実施する場合、甲の内部規則・慣行等を遵守し、安全と秩序の維持に努めなければならないものとする。

(作業内容説明)

第6条 甲は別紙「仕様書」記載の業務を実施中、乙に対し実施内容の説明を求めることができるものとし、乙はこれに応じるものとする。

(診断結果の報告)

第7条 乙は、本業務完了後、甲に対し、診断結果について報告を行う。ただし、診断結果については、診断結果の完全性・正確性、甲の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではない。

(禁止事項)

第8条 甲は、乙による本業務の実施その他乙の事業運営を妨げ、又は乙若しくは第三者の知的財産権その他の権利を侵害するなど、不適切な目的・方法で本業務の実施を依頼してはならない。

(守秘義務)

第9条 甲及び乙は、本業務に関して知り得た相手方の販売上、技術上又はその他の業務上の秘密を相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に公表し又は漏洩してはならない。ただし、次に掲げるものはこの限りではない。

- (1) 相手方から開示を受けた時点で既に知っていた、又は公知であったもの
- (2) 相手方から開示を受けた後、自らの責めに帰すべき事由によらず公知となったもの

遠隔セキュリティ診断

(3) 相手方の情報に依存せず独自に開発・発見したもの

(4) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務なしに正当な手段で入手したもの

2 本条は、本業務終了後も有効とする。

(業務の不実施)

第10条 甲は、乙と協議し合意の上、本業務の全部又は一部の実施依頼を取り下げることができる。

2. 乙は、甲が本業務に違反し、又は違反するおそれがある場合その他本業務の履行が困難となった場合、本業務の全部又は一部の実施を中止することができる。

3. 甲及び乙は、前二項の規定により本業務が実施されないこととなった場合、相手方に損害が生じて、これを賠償する責を負わないものとする。

(セキュリティ診断の免責事項について)

第11条 乙は、本業務の実施をもって、甲の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の正確、完全かつ有用な説明を保証するものではない。また、実施することで甲に損害が発生する恐れがある場合、乙に過大な費用が発生する場合、その他技術的に困難な場合等については乙の判断により、別紙「仕様書」記載の業務について実施しないことがある。

2. 乙は、本業務完了後に甲に対して報告する診断結果により、あらゆるウイルスへの確認、不正通信の確認及びセキュリティ対策不備検知を保証するものではなく、当該診断結果の利用により生じた甲の損害及び甲の行為又は甲が利用する通信機器その他の機器の動作を通じて第三者が被った損害について、乙は、乙の故意又は重大な過失により生じた場合を除き責任を負わない。また甲は、乙の故意又は重大な過失により当該損害が生じた場合を除き自己の責任でこれを解決するものとする。

3. 乙は、乙の事業者の説明に基づいて甲が実施した作業、乙の事業者が実施した作業（別紙「仕様書」に定める外部ソフトウェアのインストールを含む。）、その他別紙「仕様書」記載の業務の実施に伴い生じる甲の被害について、乙の故意又は重大な過失により生じた場合を除き、責任を負わない。また、記録媒体等のデータのバックアップは甲がその責任において行うものとし、甲がバックアップを怠ったことによりデータの毀損・滅失等が生じた場合においても、乙は、かかるデータの復旧又は補修を行わないものとし、かつ、かかるデータの毀損・滅失等によって生じた損害については補償しないものとする。

4. サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害、外部サービス提供事業者の債務不履行又はメンテナンスの実施等、不測の事態を原因として発生した被害や本業務の実施への支障については、乙は、責任を負わない（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいう。）。

5. 乙の事業者の説明に基づいて甲が実施した作業、乙の事業者が実施した作業、その他別紙「仕様書」記載の業務に関連して、外部サービスに対して甲のログインID/パスワードを用いてログインすることが必要となる場合、当該ログイン操作及びログイン後の当該外部サービスの操作は、甲による操作であるとみなし、これに伴い生じる甲の損害について、乙は、乙の故意又は重大な過失により生じた場合を除き、責任を負わない。

6. 前項の外部サービスの操作に対しては、その提供者が別途定める利用規約が適用され、当該利用規約の遵守に関する責任は、甲が自ら直接負うものとする。本業務の実施が当該利用規約に抵触する場合でも、これにより甲に生じた損害について、乙は、乙の故意又は重大な過失により生じた場合を除き、責任を負わない。なお、本頁の規定にかかわらず、本業務の過程で乙が甲のパソコンを操作すること自体が外形的に当該利用規約に抵触するリスクについては、全て甲が負担するものとし、乙は一切責任を負わない。

7. 甲側において本業務の実施に必要な環境の整備及び維持は、全て甲が自らの費用と責任において行うものとし、乙はその責任を負わない。またマルウェア等の感染による情報流出や二次感染については乙は、乙の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負わない。

(お客様情報の取扱いについて)

第12条 甲は、乙が、本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において甲又は甲の担当者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、コンピュータ名、OS、ネットワーク内のIPアドレスを持つデバイスにインストールされているソフトウェア、甲又は甲の担当者が業務で接続するサイト・フォルダ、接続先IPアドレス、ルータ・Wi-Fi・PC等のログインID・

遠隔セキュリティ診断

- パスワード、ルータの設定（ルータ名、ISP のアカウント情報、等）、Wi-Fi の設定（Wi-Fi ルータ名、SSID 名、セキュリティの設定情報（WPA 等）等）・PC の設定の情報等を知り得てしまう場合があることについて、同意する。
- 乙は、前項の規定により知り得た情報については、別紙「仕様書」記載の作業の実施、セキュリティの脆弱性が発見された場合の対策例のご紹介のために用い、その他乙が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとする。なお、本同意書と当該プライバシーポリシーに齟齬がある場合、本同意書の定めが優先して適用されるものとする。
 - 乙が本診断の過程で取得したコンピュータ名、OS、ネットワーク内の IP アドレスを持つデバイスにインストールされているソフトウェア、甲又は甲の担当者が業務で接続するサイト・フォルダ、接続先 IP アドレス、ルータ・Wi-Fi ・PC 等のログイン ID ・パスワード、ルータの設定（ルータ名、ISP のアカウント情報、等）、Wi-Fi の設定（Wi-Fi ルータ名、SSID 名、セキュリティの設定情報（WPA 等）等）・PC の設定の情報等については、本業務終了の時点で直ちに廃棄するものとする。
 - 甲が法人等の団体である場合における当該団体に関する情報についても、前各項の規定と同様に扱うものとする。

（紛争の解決）

第13条 本同意書の内容について、甲乙間に紛争が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し解決するものとする。協議によって解決できない場合、本業務に関する紛争については、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理する。

（その他の事項）

第14条 本同意書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めることとする。

上記に同意のうえ、セキュリティ診断を依頼します。

同意日 2024年 月 日

（甲）

住所
会社名
氏名（署名もしくは記名押印）